



平成 27 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ANAP  
代表者名 代表取締役社長 家高 利康  
( J A S D A Q ・ コード番号 3189 )  
問合せ先 財務経理部長 大矢 正幸  
(TEL. 03-5772-2717)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 11 月 27 日開催予定の第 24 回定時株主総会に、以下のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約の締結対象者の拡大を当社において実施することで、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 27 条(取締役の責任免除)及び第 35 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、定款第 27 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 27 年 11 月 27 日

定款変更の効力発生日

平成 27 年 11 月 27 日

以上